

〃	齊木千代徳	〃	石井
〃	齊木茂樹	〃	〃
〃	上野忠雄	〃	新山
〃	赤木閑三	〃	古市
〃	田中満隆	〃	〃
〃	山根源重	〃	吉谷
〃	竹内弘	〃	石井
〃	生田善藏	〃	奈喜良

就任した役員の名及び住所
成実村土地改良区

理事	友長 要	米子市古市	所
〃	潮 淳	〃	〃
〃	牧野 誉一	〃	〃
〃	赤井 閑三	〃	〃
〃	牧 茂富	〃	〃
〃	清水 浅市	〃	吉谷
〃	山本 勝美	〃	〃

〃	松岡 清治	〃	〃
〃	松林 武雄	〃	〃
〃	木村 清	〃	新山
〃	能見 房一	〃	〃
〃	大江 武一	〃	〃
〃	長田喜太郎	〃	〃
〃	山根 茂	〃	奈喜良
〃	白子 貞治	〃	〃
〃	齊木千代徳	〃	〃
〃	齊木茂樹	〃	〃
〃	田中 満隆	〃	古市
〃	末吉 泰治	〃	〃
〃	山根 源重	〃	吉谷
〃	上野 忠雄	〃	新山
〃	生田 善藏	〃	奈喜良
〃	竹内 弘	〃	石井

監事

鳥取県告示第三百八十号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条の規定により、鳥取県地方労働委員会の第三期委員を任命したので、労働組合及び使用者団体はそれぞれ労働者委員及び使用者委員の候補者を次の手続により推薦されるよう請求する。

昭和三十三年八月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第十三期鳥取県地方労働委員会労働者

使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

イ 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働組合法の規定に適合する労働組合であること。

ロ 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員、使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

（一）労働組合は別紙（一）の推薦書に次の書類を添付して、所定の期間内に所轄労働事務所を経由して知事に提出すること。

イ 労働組合資格審査申請書（別紙（二））

ロ 組合規約

ハ 労働協約

ニ その他立証に必要とする資料

現在立証のため労働委員会に手続中のものは、その旨連絡すること。

（二）使用者団体は、別紙（二）の推薦書を所定の期間内に、

所轄労働事務所を経由して知事に提出すること。

四 推薦することが出来る候補者の数

別に制限はないが順位を附すること。

五 推薦の期間

